

政 委 第 30 号

平成 22 年 11 月 26 日

財 務 大 臣

野 田 佳 彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人酒類総合研究所）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 独立行政法人酒類総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

酒類総合研究所では、分析・鑑定業務、研究・調査業務、品質評価業務及び講習業務を主な業務として実施している。

酒類総合研究所については、行政刷新会議の事業仕分け（第1弾）において、「役割を整理した上で、民間実施が可能な事業は共同化や業務委託を推進する」と指摘されたことを踏まえるとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、以下の措置を講ずるものとする。あわせて、これらの見直しを行った上で、独立行政法人の形態で行うことが真に効率的か否か、国の判断・責任の下で実施することを含め酒類総合研究所の在り方について検討するものとする。

#### 1 分析・鑑定業務の見直し

分析・鑑定業務については、国税庁からの依頼に基づき、税務行政に直結する分析・鑑定を実施しているほか、民間からの依頼に基づく分析や計器校正等についても実施している。

しかしながら、分析や計器校正については民間でも実施しており、独立行政法人として真に担うべきものに特化するとの観点から、より国税庁の税務行政に直結する業務に重点化して実施するものとする。

#### 2 研究・調査業務の見直し

研究・調査業務については、現中期目標期間において、「酒類の安全性の確保」、

「技術基盤の強化」及び「環境保全」の3分野に重点化して実施することとされている。

一方、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において、「より基礎的・基盤的研究に重点化する」との指摘を受けて、「酒類業及び消費動向に関する調査」を含む3課題を廃止していることも踏まえると、行政ニーズに更に直結した分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発に特化するものとする。また、運営費交付金の抑制を図る観点から、民間資金を導入することが適当な研究課題については、引き続き、民間機関・大学等との共同研究による実施を推進するものとする。

### 3 品質評価業務及び講習業務の見直し

品質評価業務については、清酒、本格焼酎及び果実酒・リキュールの3つの鑑評会を実施している。また、講習業務については、酒類製造業者等を対象とした講習及び酒類流通業者を対象とした講習を実施している。

しかしながら、鑑評会及び講習については、独立行政法人として真に担うべきものと言いきることから、既に業界団体との共催化を推進している。民間で実施可能なものは民間で実施することをより徹底するとの観点から、共催化されているものについては、民間による単独実施に向けて協議を行い、協議が整ったものから速やかに移行するとともに、共催化されていないものについては、民間による単独実施への移行を前提に、共催化するものとする。なお、次期中期目標期間中に民間との共催化が困難なものについては、廃止するものとする。

## 第2 組織面の見直し

主に講習業務を取り扱っている東京事務所に関しては、上記第1の事務及び事業の見直しを踏まえ、その在り方を検討するものとする。

## 第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

## 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

## 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

## 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

## 4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、

その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

## 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。